

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒530-8341 大阪府大阪市北区芝田2丁目4番24号		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 2020年11月16日					
主たる業種	鉄道事業	細分類番号	4 2 1 1				
事業者区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	JR西日本は、グループ会社と一体となって地球環境保護に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。						
計画を推進するための体制	地球環境委員会(委員長:社長)及び近畿統括本部地球環境委員会(委員長:近畿統括本部長)を設置して推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(26~28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	79,234.7トン	78,600.9トン	78,284.0トン	78,046.1トン	-1.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	79,139.2トン	78,075.9トン	77,759.0トン	77,491.6トン	-1.7 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	省エネ車両投入や省エネ運転、設備機器の適正な運転管理に努めるほか、各職場においてもこまめな節電に取り組んでいくことで、特に電気使用量の削減を目指す。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量(営業キロ)	336.17	333.48	332.13	331.12	-1.17 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
具体的な取組及び措置の内容	原単位の指標及び目標の根拠	原単位の指標は、前計画期間では車両キロとしていたが、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)策定マニュアル」に合わせ、前計画期間から営業キロに変更した。					
	重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考	
		109.0 パーセント	109.0 パーセント	109.0 パーセント	100.0 パーセント		
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	(29)年度	省エネ車両投入や省エネ運転、設備機器の適正な運転管理に努めるほか、各職場においてもこまめな節電に取り組んでいく。					
	(30)年度	省エネ車両投入や省エネ運転、設備機器の適正な運転管理に努めるほか、各職場においてもこまめな節電に取り組んでいく。					
	(31)年度	省エネ車両投入や省エネ運転、設備機器の適正な運転管理に努めるほか、各職場においてもこまめな節電に取り組んでいく。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	措置の内容	「通勤時における公共交通機関の利用促進」について、点呼等で社員に周知を図っていく。					
	上記の措置を採用する理由	当社は鉄道事業であり、自家用自動車と比較して環境にやさしい公共交通機関(鉄道・バス)の利用促進することにより、地球温暖化防止に貢献していく。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・J-WESTカードによるカーボンオフセット特典等						
特記事項	・上記取り組みのほか、「上下タイキ電方式や直流電力変換装置などの活用(鉄道全体の省エネ化)」「再生可能エネルギーの活用」「オフィス、事業所等の省エネ化」を推進する。 ・弊社規程「社達第12号:本社の業務及び地方機関の長の業務執行に関する規程」により、近畿統括本部長で提出 ・代表者変更 2019年12月1日 変更前 来島 達夫 変更後 長谷川 一明						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。